

第 2 7 4 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市立大学（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となる行政文書が存在しないことを理由として行った非公開決定は、妥当である。

第 2 本件異議申立てに至る経過

1 平成27年 1月23日、異議申立人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、次に掲げる行政文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

(1) 名市大における教授等の端末にある送受信メールは、「本学が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の公正又は適正な遂行に支障を及ぼす恐れがあるものと認められる」として、全て非公開とする理由の分かるもの

(2) 名市大において、退職した職員の送受信メールが存在しない理由の分かるもの

（以下これらを「本件行政文書」という。）

2 同年 2月 6日、実施機関は、本件行政文書は存在しないことを理由として、非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を異議申立人に通知した。

3 同月13日、異議申立人は、本件処分を不服として、実施機関に対して異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

第 3 実施機関の主張

1 決定通知書によると、実施機関は、本件行政文書を公開しない理由として、実施機関において本件行政文書を作成又は取得していないためと主張している。

2 上記 1に加え、実施機関は、弁明意見書において次のとおり主張している。

(1) 異議申立人は、平成27年 1月 7日付で、次の内容の行政文書公開請求（以下「別件公開請求」という。）を行った。

「名市大事務局総務課職員A及び職員B（平成22年度頃当時）からハラスメント審査会及びハラスメント調査委員会の委員等に送信されたメールについて、各委員（各教授等）の端末における受信メール及び返信メールまたは送信メール並びに当該メールの関連メール」。

(2) 同月21日実施機関は、別件公開請求に対し、次の理由により非公開決定（以下「別件処分」という。）を行った。

ア 条例第7条第1項第5号に該当

本件請求に該当する行政文書のうち、ハラスメント審査会の委員等（退職等した職員を除く。）が送受信した電子メールについては、本学が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため非公開とする。

イ 本件請求に該当する行政文書のうち、ハラスメント審査会の委員等（退職等した職員に限る。）が送受信した電子メールについては、実施機関において、開示請求に係る保有個人情報に記載された行政文書を作成又は取得しておらず、文書不存在により非公開とする。

(3) 異議申立人は、本件公開請求において、2件の内容の行政文書公開を求めているが、本件請求は結局、実施機関に別件処分を行った理由を説明するよう求めているものであり、実施機関において、本件請求に係る行政文書はいずれも作成又は取得していない。

第4 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、請求趣旨を満たす行政文書公開することを求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書、反論意見書及び口頭による意見陳述で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 実施機関も情報公開による説明責任を果たすべき組織なのだから、原則公開に反し、教授等の端末にある送受信メールを全て非開示にする理由があるはずであり、本件行政文書は存在しなければならない。

(2) 本件公開請求は、別件公開請求に対し、公開できるものを公開しないという結論を導くために理由付けを行い、理不尽な非開示決定をしたことについて、非開示理由が明らかに間違っているので法的根拠を示した文書等の公開を求めたものである。

説明責任の果たせる文書等がなければ、弁明意見書で法的根拠を記述し、説明すべきである。ところが当該弁明意見書には納得できる根拠など全くなく、何らの弁明にもなっていない。結果的に根拠に基づかない理由で非開示とすることは、情報公開制度を否定するものであり、異議申立人の権利を侵害するものである。

第 5 審査会の判断

1 争点

本件行政文書の有無が争点となっている。

2 条例の趣旨等

条例は、第 1条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

3 本件行政文書について

本件行政文書は、異議申立人及び実施機関の主張から、異議申立人自身になされた別件処分の非公開理由が記載された文書であると解するのが相当である。

4 行政文書公開請求に係る行政手続について

条例第13条において、行政文書公開請求に係る行政文書の全部または一部を公開しないときは、公開請求者に対して、書面によりその理由を示さなければならないと規定されており、また、当該理由の提示は、公開しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する事由が、当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない。

5 本件行政文書の有無について

- (1) 本件行政文書は、上記 3のとおり、行政文書公開請求に対する、非公開決定について、その理由が記載された行政文書である。
- (2) 上記 4のとおり、条例上、行政文書公開請求に対する非公開決定の理由は、通常当該決定通知書に記載することが求められていることから、行政文書公開請求に係る非公開の理由は、通常決定通知書に具体的に記載がなされていると認められる。
- (3) したがって、本件公開請求においては、別件処分の決定通知書を特定すべきであったとも考えられるが、異議申立人は別件処分の決定通知書を受領した上で本件公開請求に至っており、実施機関が、本件公開請求の趣旨は別件処分の決定通知書以外に非公開の理由が記載された行政文書の公開を求めることであると解釈し、既に異議申立人が受領している別件処分の決定通知書を特定することなく、本件処分を行ったことは不合理とまでは認められない。
- (4) なお、条例上作成することは求められてはいないが、例えば非公開決定をするにあたっての検討過程において、当該決定通知書以外に非公開の理由を記載した行政文書を実施機関が作成することも全く想定されない訳ではないが、異議申立人から、本件行政文書が存在していると認めるに足りる主張はなされておらず、また本件行政文書の存在を推認させる具体的な事実も認められない。
- 6 以上のことから、本件異議申立ての対象となる行政文書は存在しないとす
る実施機関の主張は不合理とまではいえず、他にその存在を認めるに足りる
事情も認められない。
- 7 異議申立人は、その他種々主張しているが、本件行政文書の有無について
は、上記 5において述べたとおりであり、当審査会の結論に影響を及ぼすも
のではない。
- 8 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 6 審査会からの付言

本件公開請求は、上記第 5 3のとおり別件処分の非公開決定の理由を求め
る公開請求であり、異議申立人の主張等を踏まえると、別件処分に対する異

議申立てと実質的には同視することができる。

現に異議申立人は別件処分について、異議申立てをしている事実が認められるが、本件公開請求時点においては、当該異議申立ては提起されていなかった。

したがって、本件公開請求に対し、実施機関は、請求の趣旨を明らかにするための補正等の手続きを行い、当該請求の趣旨が別件処分に対して異議を申立てる趣旨であれば、異議申立ての手続きを案内する等、適切な対応をすべきであったと認められる。

実施機関においては、今後、公開請求を受け付けるにあたり、漫然と対応するのではなく、請求の内容を十分に精査し、その必要があると認められる場合には補正等の手続きを行い請求の趣旨を明確にする等、行政文書公開制度の適正な利用が担保されるよう実施機関として適切な対応をすることを要望する。

第 7 審査会の処理経過

年 月 日	内 容
平成27年 2月24日	諮問書の受理
3月20日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
3月27日	弁明意見書の受理
4月 6日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは 反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は 意見陳述申出書を提出するよう通知
5月 7日	反論意見書の受理
令和元年 9月20日 (第21回第 2小委員会)	調査審議
10月18日 (第22回第 2小委員会)	調査審議
同日 (第22回第 2小委員会)	異議申立人の意見を聴取
11月15日 (第23回第 2小委員会)	調査審議
12月20日 (第24回第 2小委員会)	調査審議
令和 2年 5月29日	答申

(答申に関与した委員の氏名)

委員 井上純、委員 豊島明子、委員 森絵里